



景表法課徴金事件解説講座

近年、不当表示による景表法違反に問われないための対応が重要になっています。

不当表示に課徴金制度が導入されたことによって、不当表示をした場合、これまでの訂正広告を内容とする措置命令にとどまらず、金銭的不利益処分としての課徴金納付命令も受けることとなり、企業が受ける損失は一段と重いものとなりました。

平成29年1月に課徴金納付命令の第1号が出されてから本年10月末までに、34件もの課徴金納付命令が出されており、また、打消し表示に対する消費者庁の対応が厳しくなっていることも踏まえると、企業として、より一層不当表示を起こさない対応が必要になってきます。

本講座では、これまで措置命令が出された不当表示事件において、課徴金納付命令が出された事件と、課徴金納付命令が出されなかった事件とを比較しながら、仮に不当表示を起こした場合、又は不当表示が発覚した場合に企業の取るべき対応について解説します。

講師には、景表法の単著を執筆し、また、不当表示事件について企業側の代理人として当局と折衝するなど実務にも精通している弁護士をお招きします。この機会に是非ご参加ください。

■開講日	平成31年3月15日(金) (15:00~17:00)
■講師	弁護士法人 大江橋法律事務所 古川 昌平 弁護士
■会場	公益財団法人公正取引協会 会議室 東京都港区赤坂1-4-1 赤坂KSビル2F
■定員	30名(先着順, 定員に達し次第締め切ります)
■受講料	会員: 7,560円(資料代・消費税込み) 一般: 10,800円(資料代・消費税込み)

※受講料は、お申込み受付後、当協会からお送りする請求書によりお支払いください。払込後の受講料の払戻しは致しかねますので、ご都合の悪い場合は代理出席をお願いいたします。開催日より7日前以降のキャンセルは、受講料のご負担をお願い致しますのでご了承ください。



申込み方法

いずれの方法でも、当協会にて受付後折り返し請求書を送り致します。

【1. ホームページからの申込み】

「[申込フォーム](#)」よりお申込みください。

【2. メールアドレスによる申込み】

件名に、「景表法課徴金事件解説講座申込」本文に、①会社名②所在地③担当者④部課・役職⑤電話番号⑥電子メールアドレスをお書きの上 Kouza2018@koutori-kyokai.or.jp までお送りください。

【3. FAXによる申込み】

下記申込書に所定事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。

申し込み・問い合わせ先

公益財団法人 公正取引協会 FAX : 03-3585-1265

〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-1 赤坂KSビル2F

電話 03-3585-1241

景表法課徴金事件解説講座 参加申込書

●会社名

●所在地

●ご担当者名

●部課名・役職

●電話番号

●FAX番号

●電子メール